

第7次山形市農業振興基本計画策定業務委託

企画提案書作成要領

令和7年5月

山 形 市

目 次

1	企画提案書への記載事項	1
2	提出書類	1
3	作成方法	1
4	提出部数	2
5	注意事項	2
様式1	企画提案書【原本】	3
様式2	業務実績	4
様式3	業務体制	5
様式4	提案内容	6
様式5	業務スケジュール	7

この要領は、実施要領に基づき提出する書類について定めたものである。

1 企画提案書への記載事項

仕様書の「3 業務内容」及び公募型プロポーザル実施要領の「別紙 優先交渉権者選考審査基準」に基づき作成すること。

2 提出書類

様式	名称	記載内容及び留意事項
1	企画提案書【添書】	担当者名等を記入すること。提出内容について不備・不足が無いよう確認すること。
2	業務実績	① 直近5年間（令和2年度から令和6年度）に、他の地方公共団体と、農業振興基本計画策定等に関するコンサルティング業務について記入すること。 ② 契約書の写し（金額を含む）を添付すること。
3	業務体制	① 契約締結後における業務の実施体制（管理技術者及び主任技術者の配置・構成等）について記入すること。 ② 当該業務を担当する者の実績（管理技術者及び主任技術者の実績等）について記入すること。 ※ 内容を把握できるものであれば、任意様式でも可とする。
4	提案内容	① 本業務の内容を十分理解し、国・県の情勢、他市町村の事例、関係法令・計画等の内容を踏まえた提案を記載すること。 ② 山形市の農業の実情に即した課題整理、目標設定等を行うこと。 ③ これまでの調査結果等を含むデータや根拠を活用する等、EBPMの手法を取り入れること。 ④ 山形市の農業の実情に即した、農業振興に資する具体的な提案を記載すること。 ⑤ 農業の課題解決、更なる発展を推進するための取り組みとして農福連携や農商工連携、農観連携、農業DX化等を記載すること。 ⑥ その他
5	スケジュール	本業務の契約期間中における業務毎（関係団体ヒアリング、アンケート調査、計画作成、審議会運営支援）の予定スケジュールを記載すること。 ※ 内容を把握できるものであれば、任意様式でも可とする。

3 作成方法

- (1) 様式1を添書とし、企画提案書は様式2から様式5を用い、必要に応じて任意様式で作成すること。
- (2) 「企画提案書」と表記した表紙、目次、本文（様式2から様式5）で構成し、目次には必ず該当ページのページ番号を記載すること。

- (3) 企画提案書の本文の1ページには様式2を用い、ページ番号を印字し、ファイル等でファイリングして提出すること。
- (4) 用紙の大きさは原則としてA4判とするが、A3判を使用する場合は横使いとすること。横書き、文字サイズは12ポイント以上（イラスト及びイメージ図内の文字を除く。）の大きさを記載すること。
- (5) 企画提案書の本文は20ページ以内で片面印刷とする。
- (6) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

4 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※原本の写しは、審査委員会用の資料として使用する。

※業務実績の添付資料である契約書の写しは正本1部のみとする。

5 注意事項

- (1) 応募者は、複数の提案を行うことはできない。
- (2) 応募に必要な費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 企画提案書等の内容変更は、山形市から必要に応じ内容の変更を指示した場合を除き認めない。ただし、事業の実施にあたり、内容の確認を応募者に求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等に虚偽の記載が発見されたときは、応募を無効又は事業者決定を無効にする場合がある。また、そのことについて、必要に応じ所要の措置をとる場合もある。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (7) 山形市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。ただし、提出された書類について、山形市情報公開条例（平成9年山形市条例第39条）第6条の規定による公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報を除く。なお、審査委員会による優先交渉権者選考前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開となる。
- (8) 山形市が公表・配布する資料は、本業務以外の目的には使用できない。
- (9) 応募者は、企画提案書等の選定結果が公表されるまで、選定審査会委員との接触行為を禁じ、このことが判明した場合は、失格又は事業者決定を無効にする場合がある。